

聴覚障害者の施策に関する公開質問状

さいとう元彦事務所

1. 「兵庫県手話言語条例」(仮称)の制定について

兵庫県は平成 30 年に「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保 に関する条例」(ひょうご・スマイル条例)が施行されました。障害者等の意思疎通手段の 確保についての施策が盛り込まれています。しかし、私たちが求めているのは、いつでもどこでも手話言語が使える環境の整備、ろう乳幼児の手話言語獲得や習得等の施策です。

手話言語の歴史を振り返ってみると、ろう学校ではかつて手話言語の使用が禁止され、手話言語に対する差別や偏見などにより、ろう者は言語である手話を使用することができる環境が整えられてきませんでした。こうした中で、国連「障害者権利条約」において、手話は 言語として位置付けられた現在、まだまだ手話言語に対する理解が浸透しているとは言えません。

県民に手話言語の理解を深め、広く普及するため、手話言語条例による言語施策の制定が望まれます。* 手話言語に関する基本理念を定め、きこえる人きこえない人すべての県民が手話言語

に対する理解を深め、これを広く普及し、共生社会を実現するための手話言語条例を制定することについてどのような見解をお持ちでしょうか

回答

障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」(ひょうご・スマイル条例)が平成30年、議員提案条例として制定され、障害者福祉の充実に大きく貢献されていることは承知しております。手話言語条例の制定には、今回のひょうご・スマイル条例の成果を十分検討した上で、前向きに検討していきたいと考えています。

2. 聴覚障害者が安心して暮らせるために

兵庫県内には 19,015 名 (平成 29 年)の身体障害者手帳所持の聴覚障害者が生活しています。県内に安心して暮らしていくためには、SDGs の理念をもとに「誰ひとり取り残さない」社会を実現するために、一人ひとりの実態に即した細やかな支援ができる施策が必要だと考えます。

現在、県が設置している障害福祉審議会や差別解消支援地域協議会などあらゆる協議会に参加できる障害者団体が限られており、特にきこえない人の声がなかなか届きにくい現状があります。

「誰ひとり取り残さない」社会を実現するためには、きこえない当事者団体の代表も参加し、意見交換し、意見を述べるのが非常に重要です。

きこえない人が安心して暮らせるためにどのような施策をお考えか見解をお聞かせください。

回答

障害福祉審議会や様々な福祉団体に関する会議において、必要不可欠な団体が参加されているかどうか、精査して、不参加

である実態があれば、早急に是正して、多様な意見が集約出来るよう改善していきます。

3. 手話通訳の資格を持つ職員の雇用について

聴覚障害者関連施策には、手話や手話通訳、聴覚障害についての専門性が必要ですが、現在兵庫県の障害者福祉担当部署には、手話の資格を持つ正規職員がいません。専門性を持ち、継続して業務を担当するには、会計年度任用職員ではなく、正規職員と

しての採用が必要と考えます。同様に聴覚障害や手話言語について理解のある職員を増やしていくための研修も大切です。

また、兵庫県立の病院に手話通訳者を設置することにより、専門的で継続的な業務をする ことが可能になります。

県内市町との連携等について政策を立案し、また感染症流行や災害等のリスクがある業務 を担当し、聴覚障害者関連施策を充実強化するために、手話通訳の資格をもつ正職員を県と県立病院に採用することが重要です。しかし、正規職員として採用するためには年齢制限が あり、若年層の手話通訳者が大変少ないのが現状です。県内の手話通訳者・士の平均年齢は 58 歳で手話通訳の資格をとるのに最低5年以上をかけているのが現状です。今後、若年層が手話通訳技術を身につけ県職員に応募してもらうためにも育成を含めて施策を検討していく必要があります。これらについて、どのような見解をお持ちでしょうか。

回答

専門性の高い正規職員の雇用・充実は大切な方向だと思えます。その一方で、厳しい行革が令和10年まで継続されている中、

正規職員の増員は慎重に行わなければなりません。実態を早急に調査した上で、適正に対応していきます。